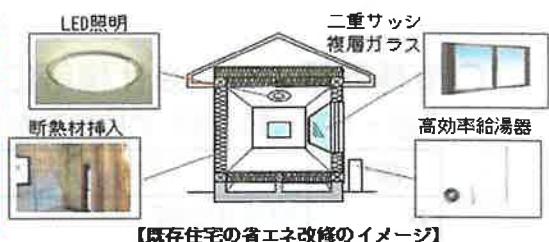


# 焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金

令和5年度

焼津市では、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ化を推進するため、既存戸建て住宅の省エネ改修等工事に対して補助金交付の事業を行っています。



## ◎補助金の対象となる住宅

既存の戸建て住宅で、所有者が居住のために継続して利用するもので以下の何れかのもの

- ・1981年（昭和56年）6月1日以降に着工した住宅
- ・建築基準法または建築物の耐震改修の促進に関する法律に適合することが証明されている住宅
- ・プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業の実施により耐震性が確認された住宅

## ×補助の対象とならない建物

- 1) 共同住宅（アパート・マンション等）、長屋
- 2) 店舗や事務所など住宅以外の建築物
- 3) 併用住宅
- 4) 補助対象が重複する他の補助制度（国・県・焼津市）を利用している又は利用予定のもの
- 5) 改修前の状態で省エネ基準を満たす住宅
- 6) 新築住宅

## ○補助対象工事

省エネ基準に適合する以下の省エネ改修等工事

- ①必須工事：2箇所以上の窓・ドア（開口部）の断熱改修
- ②任意工事：外壁・屋根・床・天井（躯体）の断熱改修
- ③任意工事：給湯機・照明等（設備）の効率化工事

## ○補助（率）額 上限：76万6千円

改修工事費と市基準額（裏面）により算定した額のどちらか少ない額を採用し、23パーセント以内の乗率で計算した額（1,000円未満切り捨て）

ただし、③給湯機・照明等（設備）の工事金額は、①窓・ドア（開口部）と②外壁・屋根・床・天井（躯体）との工事金額合計以下であること（金額③≤金額①+金額②）

## 問合せ先・申込先

焼津市 建築住宅課（本庁舎5階） TEL 054-626-2169